青森県の除排雪に関する Q&A

【目　次】

除排雪全般について

Q1 除雪延長はどれくらいあるのですか？（P2）

Q2 除排雪業者はどのように決めているのですか？（P2）

Q3 除排雪業者との契約方法、及び支払い方法とは？（P2）

オペレーションについて

Q4 除雪の出動基準は？（P2）

Q5 排雪の出動基準は？（P2）

Q6 除雪及び排雪の受託業者に対する出動指令はどのように出しているのですか？（P3）

Q7 除排雪に必要な資機材力はどのように設定しているのですか？また、資機材力を正確に把握しているのでしょうか？（P3）

Q8 除排雪作業の状況をどのように確認しているのですか？（使用資機材、作業開始時間、作業場所、作業終了時間、作業経路等について、どのように確認しているのですか？）（P3）

Q9 除排雪作業後の路面状況をどのように確認しているのですか？（道路パトロールはどの様に行っているのですか？）（P3）

Q10 除排雪の仕上がり基準は設定しているのですか？（P6）

Q11 道路パトロールの結果、再作業の必要性がある箇所について、どのような対応をしているのですか？（P6）

Q12 降雪状況により路面状況は日中においても刻々と変化します。除排雪作業直後の道路パトロールだけでは不十分と思われますが、どのように対応しているのでしょうか？（P6）

Q13 日々の除排雪作業の内容（いわゆる作業日報）は、どのように提出され、どのように管理しているのでしょうか？（P6）

Q14 除排雪業務に関する客観的データはあるのでしょうか？（P8）

Q15 客観的データがあるのであれば全て公表するべきではないでしょうか？（P8）

Q16 除排雪作業全般（内業、外業含む）について、合理化や効率化の視点も含めて進化させていくべきだと思いますが、どのような対応を行っているのでしょうか？（P8）

Q17 国道や県道を担当している除排雪業者が市町村道の除排雪を重複して担当しているケースがあるのではないでしょうか？（重複して担当していることで、国道や県道の作業を優先し、市町村道の作業が後回しになるケースはあるのでしょうか？）（P9）

評価制度について

Q18 一部市町村で導入している評価制度について、県でも導入しているのですか？（導入していない場合、それはなぜですか？）（P9）

情報提供について

Q19 除雪作業に関する情報は公表していますか？どこを見れば分かりますか？（P9）

Q20 排雪予定に関する情報は公表していますか？どこを見れば分かりますか？（P10）

【全　般】

Q1 除雪延長はどれくらいあるのですか？

A　車道除雪延長が約３，０００ｋｍ、歩道除雪延長が約５００ｋｍです。
詳細は下記の表のとおりです。

（ｋｍ）

	県全体	東青	中南	三八	西北	鰺ケ沢	上北	下北
車道	3,003.3	394.5	452.9	486.1	463.6	165.2	665.1	375.9
歩道	507.5	79.4	103.5	41.5	91.5	19.1	71.7	100.8

令和８年１１月１日時点

Q2 除排雪業者はどのように決めているのですか？

A　毎年、降雪期前の１０月上旬～中旬頃を目途に、一般競争入札により受託業者を決定しています。これは、いつ降雪があっても出動できるよう１１月１日から除排雪体制を整えるためです。なお、入札参加資格には「過去１５年間に国道・県道の除排雪実績を有すること」等の条件を求めています。

Q3 除排雪業者との契約方法、及び支払い方法とは？

A　全除排雪業者との契約は、稼働時間に応じた「単価契約方式」を採用しています。また、シーズン終了時には、実稼働時間に基づく変更契約を行っています。なお、豪雪等の場合であっても実作業を最優先とし、作業に要した経費は全額支払う契約体系となっています。

【オペレーション】

Q4 除雪の出動基準は？

A　県管理道路における除雪の出動基準は、
車道部では、
・降雪量が１０センチ以上の場合、
・降雪量が５センチ程度であっても降雪状況や気象情報等により雪が降り続くことが予想される場合、
歩道部では、
・歩道上の新雪が２０センチを上回っている場合、
・通勤・通学に支障を及ぼすと判断される場合、
を基本としていますが、路面状況や降雪状況等に応じて臨機応変に出動できる体制としています。

Q5 排雪の出動基準は？

A　「短時間で集中的に重い雪が降る」という近年の降雪傾向を踏まえ、「路肩部の堆積スペースにまだ余裕があるので、満杯に溜まってから片付ける」という従来の判断ではなく、「堆積スペースにまだ余裕があると思っても、集中的な降雪により短時間で一気に余裕が無くなる」とい

うケースを想定しなければならないと考えています。

このため、県では、令和７年度シーズンから気象予測情報に基づいた排雪作業に取り組んでいます。具体的には、毎週金曜日に更新される気象予測情報に基づき排雪計画を柔軟に見直すもので、まとまった降雪が見込まれるタイミング（いわゆる寒波）の前に排雪作業を行い、路肩部の堆積スペースに余裕を持たせるというものです。寒波に突入している間は、自ずと除雪作業による路肩部への堆積量も増えることから、寒波中においても除雪効果を最大限に発揮させるための予測対応でもあります。

（参考）令和８年１月期の出動回数（青森市内、重点路線７路線）

・除雪の出動回数（日数）は２９日　※ほぼ毎日出動しています

・排雪の回数は５～７回　※寒波の回数と同値

Q6　除雪及び排雪の受託業者に対する出動指令はどのように出しているのですか？

Ａ　除雪については、「出動基準を満たす降雪の場合には自動的に出動」する体制となっているので、「出動指令」は原則ありません。なお、大雪警報等が発表されているような場合には、パトロール結果に基づく「個別」指示や、確実な作業を促す「一斉除排雪」指令を出す場合があります。

（参考）令和８年１月期の出動回数（青森市内、重点路線７路線）

・除雪の出動回数（日数）は２９日　※ほぼ毎日出動しています

・排雪の回数は５～７回　※寒波の回数と同値

Q7　除排雪に必要な資機材力はどのように設定しているのですか？また、資機材力を正確に把握しているのでしょうか？

Ａ　まず、除排雪作業は、交通量が減少する夜間（深夜）から早朝にかけての限られた時間内で作業を完了しなければならないため（翌朝の通勤通学時間帯までに作業を完了しなければならないため）、この作業目安をクリアできる資機材数を路線毎に配置しています。また、資機材にはＧＰＳを搭載しているため、稼働台数や稼働状況等についてもリアルタイムで正確に把握できる体制となっています。

Q8　除排雪作業の状況をどのように確認しているのですか？（使用資機材、作業開始時間、作業場所、作業終了時間、作業経路等について、どのように確認しているのですか？）

Ａ　県では、除排雪作業に係る全ての行程を自動管理する「除排雪管理システム」を全管内・全路線で導入済です。ＧＰＳデータにより、車両位置、作業経路等をシステム上にてリアルタイムで正確に確認できるほか、「稼働時間」や「作業日報」等も自動集計・提出することも可能で、正確かつ迅速な情報処理と担当者の負担軽減にも配慮しています。

Q9　除排雪作業後の路面状況をどのように確認しているのですか？（道路パトロールはどの様に行っているのですか？）

Ａ　県管理道路における除排雪作業後の道路パトロールは、

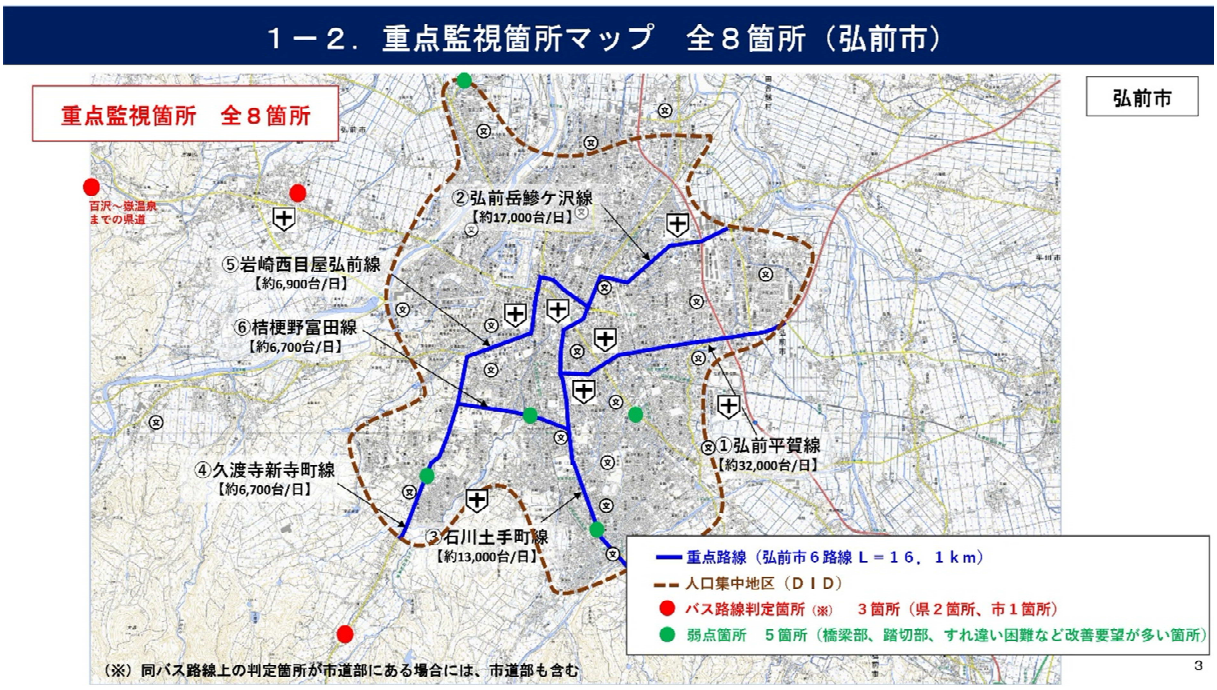
・受託業者による作業後の仕上がり確認パトロール
・担当職員による重点パトロール
・道路監視員による定期パトロール

等の体制を基本としています。

また、重点路線（青森市、弘前市、五所川原市の２０路線）や青森市浪岡の一部路線（図―１）においては、これらの他に、ＡＩスマホによる「ＡＩ路面点検」と「早朝パトロール」を試行的に導入しています。

（図－１）重点路線及び重点監視箇所





１－２．重点監視箇所マップ　全７箇所（青森市浪岡）



4

１－２．重点監視箇所マップ　全５箇所（五所川原市）



5

Q10 除排雪の仕上がり基準は設定しているのですか？

A　除雪における作業目標（仕上がり基準）は以下のとおりです。

（１）車道除雪

除雪路線は、２車線以上の幅員確保し常時交通を確保することを基本とする。

但し、異常降雪時は、早期の交通確保のため、非市街地で交通量が特に少ない（５００台未満）の路線において、１車線幅員と待避所を確保することも可能とする。この際、監督職員と協議を行うものとする。

除雪作業は、バス路線においては、バスの始発前までに完了することとし、その他の路線では、朝の通勤・通学時間帯までに完了することを基本とする。

（２）歩道除雪

歩道設置路線で、機械除雪可能な通学路を基本とし、幅員 1.5mの確保を目標とする。

除雪作業は、朝の通学時間帯までに完了することを基本とする。

Q11 道路パトロールの結果、再作業の必要性がある箇所について、どのような対応をしているのですか？

A　パトロール（「Ｑ９」参照）の結果は、遅くても午前中には集計及び分析作業を終え、再作業や新たな対応の必要性がある事案については、当日の対応を基本とした作業計画を立て、受託業者に具体的な作業指示を出しています。なお、再作業等が完了した後は、再パトロール時の確認事項に追加するなど、「パトロールの結果がしっかりと作業に反映されたか、本当に改善されたか」についても再確認する体制となっています。

Q12 降雪状況により路面状況は日中においても刻々と変化します。除排雪作業直後の道路パトロールだけでは不十分と思われますが、どのように対応しているのでしょうか？

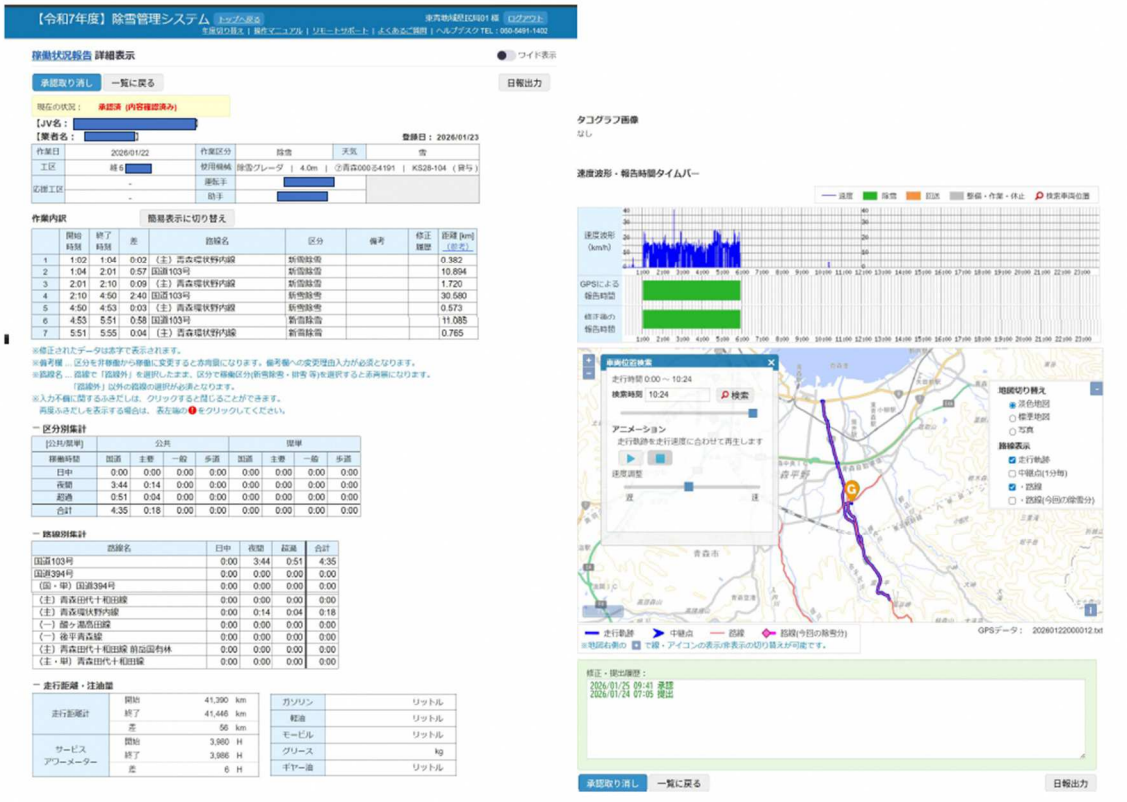
A　ご指摘の通り、降雪状況や気温変化等により、路面状況は刻々と変化するものです。そのため、通常のパトロール体制の他に、特に交通量の多い重点路線ではＡＩ路面点検（「Ｑ９」参照）等のデジタル技術を活用した点検手法を導入しています。

なお、ＡＩ路面点検は青森市、弘前市及び五所川原市内の重点路線（２０路線、５０．９キロメートル）等におい試行的に導入しています。

Q13 日々の除排雪作業の内容（いわゆる作業日報）は、どのように提出され、どのように管理しているのでしょうか？

A　作業日報（図―２）は自動集計され、システム上で確認しています。よって、受託業者の負担軽減の意味も含めて、従来の「紙」形式による提出は不要としています。なお、作業日報はデータで保管・管理しており、必要に応じて紙出力することも可能です。詳しくは「Ｑ８、「Ｑ１４」参照

（図－２）システム上で確認できる「作業日報」のイメージ



（システム上の日報）



除雪作業日報

NO. .....

令和　8 年　1 月　22 日　木 曜日　天気 ： 雪

JV名 ：		会社名 ：		運転担当者 ：	
機械名 ：	除雪グレーダ 4.0m	登録番号：	⑦青森000る4191	助手 ：	
規格 ：	4.0m	管理番号：	KS28-104		

速度波形（km/h）／GPSによる報告時間／修正後の報告時間　　速度 ・除雪 ・回送 ・休止

路線別 内訳	雪寒	日中	夜間	超過	合計
国道103号	○	0:00	3:44	0:51	4:35
（主）青森環状野内線	○	0:00	0:14	0:04	0:18
合計		0:00	3:58	0:55	4:53

稼働時間内訳	公共				県単			
	国道	主要	一般	歩道	国道	主要	一般	歩道
日中(8:00-17:00)	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
夜間(20:00-5:00)	3:44	0:14	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
超過(5:00-8:00,17:00-20:00)	0:51	0:04	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00

メーターの読み			
走行距離計		アワーメーター	
41,390	km	3,980	H
～		～	
41,446	km	3,986	H
56	km	6	H

注油量	
ガソリン	0 リットル
軽油	0 リットル
モービル	0 リットル
グリース	0 kg
ギヤー油	0 リットル

作業備考

	塩ナト		塩カル	
25kg	0	袋	0	袋
1t	0	袋	0	袋
合計	0	kg	0	kg

（帳票出力した作業日報）

Q14　除排雪業務に関する客観的データはあるのでしょうか？

Ａ　「Ｑ８」、「Ｑ９」、「Ｑ１２」等でも御説明しているとおり、県では客観的データに基づき除排雪業務を総合マネジメントすることを基本としています。データの保有状況は「表－２」を参照してください。

（表－２）客観的データの保有状況（令和７年１２月～令和８年３月分）

種　類	データ有無	データ量	備　考
ＧＰＳデータ	○	13GB	全2,995.6km分、全作業分
作業日報	○	1GB	同上　※紙出力した場合、Ａ４約１万枚に相当
通常パトロール	○	3GB	同上
ＡＩ路面判定（日中分）	○	2.5TB	青森市内＋弘前市内の重点路線４０．２ｋｍ分
ＡＩ路面判定（夜間分）	○	19GB	同上
早朝パトロール	○	19GB	同上

参考：１ＧＢはメールでは約２０００通分に相当、１ＴＢはＤＶＤで約２００枚分に相当します。

Q15　客観的データがあるのであれば全て公表するべきではないでしょうか？

Ａ　県が保有する１シーズン分のデータ量は、例えばパトロール動画はＤＶＤで約５００枚分、作業日報は出力すると約１万ページにもなります（表－２参照）。また、パトロール写真（動画）には車両ナンバー等の個人情報が多く含まれております。

公開するためには膨大な時間をかけて加工処理を行う必要があること等から、必要な項目、日時、場所等が特定された照会に対しては速やかに対応することが可能です。

Q16　除排雪作業全般（内業、外業含む）について、合理化や効率化の視点も含めて進化させていくべきだと思いますが、どのような対応を行っているのでしょうか？

Ａ　県では、デジタル技術の活用や産学官連携の取組をより一層強化することで、除排雪業務の効率化や省力化、そしてオペレーションの進化につなげていくことを目的とした「青森ゆきみちＤＸ」の取組を進めています。具体的には、

・作業日報等の自動集計を行う「除排雪管理システム」を令和７年度シーズンから全管内で導入しているほか、
・高度な技術を要する山岳道路除雪等を支援するための、３次元デジタル地図データを活用した除排雪機械の走行支援、
・除排雪作業の完全可視化や降雪エリアの評価・予測モデル構築を目指した専門機関との共同研究、

等に取り組んでいます。

Q17　国道や県道を担当している除排雪業者が市町村道の除排雪を重複して担当しているケースがあるのではないでしょうか？（重複して担当していることで、国道や県道の作業を優先し、市町村道の作業が後回しになるケースはあるのでしょうか？）

A　国道、県道、市町村道を担当している「企業名」が重複するケースはあります。

ただし、県管理道路の除排雪体制は、

①契約書及び仕様書において、県が定める出動基準や仕上がり基準を満たすために必要となる資機材や作業班（いわゆる専属作業班）を配置するように定めています。

②この資機材や作業班については、契約前に受託業者から提出され、確認のうえで契約を締結しています。

そのため、県管理道路以外の作業に影響を与えるものではないと考えております。

【評価制度について】

Q18　一部市町村で導入している評価制度について、県でも導入しているのですか？（導入していない場合、それはなぜですか？）

A　県では、シーズン中の作業を総合的に評価する制度は採用していません。これは、除排雪作業後に「仕上がりを確認→必要に応じて再作業の指示→再パトロール」という評価サイクルを日々繰り返し、道路の交通機能を着実に確保または改善することが道路除排雪の本質と考えており、その体制（「Ｑ１１」参照）は既に構築済であるためです。

なお、この体制に関する客観的データについても保有していることは「Ｑ１４」、「Ｑ１５」等で御説明したとおりです。

【情報提供】

Q19　除雪作業に関する情報は公表していますか？どこを見れば分かりますか？

A　除雪の出動基準については「Ｑ４」で御説明したとおりです。つまり、出動基準を満たす場合には毎日でも除雪作業を行いますので、現時点で除雪の出動に関する情報の公表は行っておりません。

（参考）令和８年１月期の出動回数（青森市内、重点路線７路線）

出動回数（日数）は２９日　※ほぼ毎日出動しています

Q20　排雪予定に関する情報は公表していますか？どこを見れば分かりますか？

Ａ　排雪予定については、毎年１２月から情報提供を行っています。具体的には、国及び県が管理する全路線の排雪予定（着手範囲、着手・完了予定日時など）について、概ね作業に着手する１週間前を目途にマップ形式で公表しています。これらの情報は、「県公式ＬＩＮＥ」及び「排雪予定マップ」等からご覧になれます。

（参考）「県公式ＬＩＮＥ」と「排雪予定マップ」へのリンク

運用期間：１２月１日～３月３１日

「県公式ＬＩＮＥ」

「排雪予定マップ」
専用サイト